

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 5 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 24 号

伊勢市消防本部に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市消防本部に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 151 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り、第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（次長）

第 7 条 本部に次長を置く。

- 2 次長は消防監の階級にある者又はその他の職員をもって充てる。
- 3 次長は、消防長を補佐し、消防職員を指揮監督する。

第 9 条第 2 項中「消防監若しくは」を削る。

第 11 条第 2 項中「消防司令長若しくは」を削る。

第 12 条第 2 項中「消防司令若しくは」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則により現にある職名又は消防の階級を変更する必要がある者については、この規則による改正後の伊勢市消防本部に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例よる。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 5 月 25 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市規則第 25 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行  
規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則  
(平成 17 年伊勢市規則第 25 号) の一部を次のように改正する。

様式第 12 号注意事項第 4 項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本  
政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 5 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 伊勢市訓令第5号

伊勢市災害対策本部規程の一部を改正する規程

伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「総務部次長」を「総務部参事危機管理担当」に改める。

別表中「総務部次長」を「総務部参事危機管理担当」に、「災害時要援護者（乳幼児、高齢者、障害者）の避難」を「災害時要援護者（乳幼児、高齢者、障害者）の支援」に、「産業支援センター準備室員」を「産業支援課員」に改め、「産業建設課員」を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

伊勢市告示第 44 号

平成 20 年 3 月 21 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 20 年度予算及

び平成 19 年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成 20 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

## 平成20年度 伊勢市一般会計予算

平成20年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,292,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。



(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		16,600,000
	1 市民税	7,873,000
	2 固定資産税	6,766,879
	3 軽自動車税	237,000
	4 市たばこ税	700,920
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	2,200
	7 都市計画税	1,020,000
2 地方譲与税		430,000
	1 自動車重量譲与税	320,000
	2 地方道路譲与税	110,000
3 利子割交付金		110,000
	1 利子割交付金	110,000
4 配当割交付金		86,000
	1 配当割交付金	86,000
5 株式等譲渡所得割交付金		40,000

款	項	金額
	1 株式等譲渡所得割交付金	40,000
6 地方消費税交付金		1,190,000
	1 地方消費税交付金	1,190,000
7 ゴルフ場利用税交付金		18,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	18,000
8 自動車取得税交付金		220,000
	1 自動車取得税交付金	220,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		50,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	50,000
10 地方特例交付金		170,000
	1 地方特例交付金	120,000
	2 特別交付金	50,000
11 地方交付税		7,450,000
	1 地方交付税	7,450,000
12 交通安全対策特別交付金		22,000
	1 交通安全対策特別交付金	22,000
13 分担金及び負担金		971,659

	1 分担金	1,000
	2 負担金	970,659
14 使用料及び手数料		365,766
	1 使用料	299,635
	2 手数料	66,131
15 国庫支出金		3,798,208
	1 国庫負担金	3,031,065
	2 国庫補助金	731,390
	3 委託金	35,753
16 県支出金		2,020,415
	1 県負担金	1,126,728
	2 県補助金	547,085
	3 委託金	346,602
17 財産収入		113,031
	1 財産運用収入	72,743
	2 財産売払収入	40,288
18 寄附金		25,101
	1 寄附金	25,101
19 繰入金		2,450,564

款	項	金額
	1 基金繰入金	2,450,564
20 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		703,510
	1 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	62,335
	4 受託事業収入	6,492
	5 雑入	628,683
22 市債		4,408,500
	1 市債	4,408,500
歳入	合計	41,292,754

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 議会費		368,466
	1 議会費	368,466
2 総務費		4,631,480
	1 総務管理費	3,782,874
	2 地域振興費	81,417
	3 徴税費	442,277
	4 戸籍住民基本台帳費	200,946
	5 選挙費	61,589
	6 統計調査費	31,387
	7 監査委員費	30,990
3 民生費		13,469,347
	1 社会福祉費	3,227,303
	2 老人福祉費	3,464,778
	3 児童福祉費	4,575,834
	4 生活保護費	2,112,336
	5 人権政策費	75,462
	6 国民年金事務費	13,634

款	項	金額
4 衛生費		4,089,549
	1 保健衛生費	1,878,857
	2 清掃費	2,210,692
5 労働費		137,994
	1 労働諸費	137,994
6 農林水産業費		989,535
	1 農業費	750,907
	2 林業費	38,533
	3 水産業費	200,095
7 商工費		191,705
	1 商工費	191,705
8 観光費		277,656
	1 観光費	277,656
9 土木費		5,177,394
	1 土木管理費	220,976
	2 道路橋梁費	1,276,767
	3 河川費	553,672

	4 港湾海岸費	15,672
	5 都市計画費	2,899,760
	6 住宅費	210,547
10 消防費		2,321,823
	1 消防費	2,321,823
11 教育費		4,159,789
	1 教育総務費	824,591
	2 小学校費	599,416
	3 中学校費	521,789
	4 幼稚園費	194,803
	5 社会教育費	554,800
	6 保健体育費	1,464,390
12 災害復旧費		10,776
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	10,755
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		5,417,238
	1 公債費	5,417,238



款	項	金額
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		41,292,754

## 第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 土 木 費	2 道路橋梁費	柏東大淀線整備事業	千円 49,990	平成20年度	千円 12,636
				平成21年度	37,354
	3 河 川 費	準用河川大堀川支川改修事業 (平成20年度継続費)	150,551	平成20年度	33,317
				平成21年度	117,234
		神久排水場整備事業	250,214	平成20年度	100,214
				平成21年度	150,000

## 第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として 借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額

## 第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	千円 2,753,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金、公営 企業金融公庫資金及び地方 公営企業等金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金、公営企業金融 公庫資金及び地方公営企業等金融機 構資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者 との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることができ る。
矢持地区情報通信基盤整備事業債	64,600			
清掃運搬施設整備事業債	1,100			
ため池整備事業債	4,500			
ふるさと農道整備事業債	41,200			
農道整備事業債	8,200			
農業用排水路整備事業債	9,000			
国土保全対策事業債	8,000			
漁港整備事業債	3,600			
海岸局部改良事業債	29,000			
海岸整備事業債	3,100			
地方特定道路整備事業債	18,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金、公営 企業金融公庫資金及び地方 公営企業等金融機構資金に ついて、利率の見直しを行 った後においては当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金、公営企業金融 公庫資金及び地方公営企業等金融機 構資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権者 との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換えすることができ る。
防衛施設周辺整備事業債	35,300			
臨時河川等整備事業債	102,000			
排水路改良事業債	37,300			
レクリエーション・スポーツ施設 整備事業債	6,300			
都市下水路事業債	6,200			
公営住宅整備事業債	25,900			
消防設備整備事業債	8,800			
河川災害復旧事業債	2,600			
臨時財政対策債	1,240,000			
計	4,408,500			

## 平成20年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成20年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,664,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 国民健康保険料		3,482,803
	1 国民健康保険料	3,482,803
2 国民健康保険税		3,003
	1 国民健康保険税	3,003
3 国庫支出金		2,462,387
	1 国庫負担金	1,877,891
	2 国庫補助金	584,496
4 療養給付費等交付金		1,542,319
	1 療養給付費等交付金	1,542,319
5 前期高齢者交付金		3,735,327
	1 前期高齢者交付金	3,735,327
6 県支出金		439,141
	1 県負担金	66,133
	2 県補助金	373,008
7 共同事業交付金		1,333,924
	1 共同事業交付金	1,333,924

8 財産収入		947
	1 財産運用収入	947
9 繰入金		652,635
	1 他会計繰入金	652,635
10 繰越金		1
	1 繰越金	1
11 諸収入		11,740
	1 延滞金、加算金及び過料	3,610
	2 預金利子	10
	3 雑入	8,120
歳 入 合 計		13,664,227

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		255,521
	1 総務管理費	228,307
	2 賦課徴収費	25,626
	3 運営協議会費	686
	4 趣旨普及費	902
2 保険給付費		9,000,928
	1 療養諸費	8,035,470
	2 高額療養費	841,920
	3 移送費	3,838
	4 出産育児諸費	67,200
	5 葬祭諸費	52,500
3 後期高齢者支援金等		1,515,218
	1 後期高齢者支援金等	1,515,218
4 前期高齢者納付金等		1,050
	1 前期高齢者納付金等	1,050
5 老人保健拠出金		471,292
	1 老人保健拠出金	471,292



6 介護納付金		611,497
	1 介護納付金	611,497
7 共同事業拠出金		1,372,399
	1 共同事業拠出金	1,372,399
8 保健事業費		198,557
	1 特定健康診査等事業費	161,283
	2 保健事業費	37,274
9 公債費		2,682
	1 公債費	2,682
10 諸支出金		14,248
	1 償還金及び還付加算金	13,301
	2 基金積立金	947
11 予備費		220,835
	1 予備費	220,835
歳 出 合 計		13,664,227

## 平成20年度 伊勢市老人保健医療特別会計予算

平成20年度 伊勢市の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,158,263千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 支払基金交付金		601,508
	1 支払基金交付金	601,508
2 国庫支出金		358,802
	1 国庫負担金	358,802
3 県支出金		89,700
	1 県負担金	89,700
4 繰入金		108,237
	1 一般会計繰入金	108,237
5 繰越金		10
	1 繰越金	10
6 諸収入		6
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
歳入	合計	1,158,263

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		17,313
	1 総務管理費	17,313
2 医療諸費		1,139,709
	1 医療諸費	1,139,709
3 公債費		230
	1 公債費	230
4 諸支出金		11
	1 償還金	11
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	1,158,263

## 平成 2 0 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 0 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 , 0 6 0 , 7 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		953,779
	1 後期高齢者医療保険料	953,779
2 繰入金		1,107,004
	1 一般会計繰入金	1,107,004
3 諸収入		2
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	1
歳入	合計	2,060,785

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		53,312
	1 総務管理費	45,933
	2 徴収費	7,379
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,006,296
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,006,296
3 公債費		77
	1 公債費	77
4 諸支出金		100
	1 償還金及び還付加算金	100
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	2,060,785

## 平成20年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成20年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,766,498千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37,501千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 保険事業勘定の地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

### (一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定で 600,000千円、介護サービス事業勘定で 10,000千円と定める。



第1表 歳入歳出予算 保険事業勘定

歳入 (単位 千円)

款	項	金額
1 保険料		1,552,607
	1 介護保険料	1,552,607
2 国庫支出金		1,947,243
	1 国庫負担金	1,459,665
	2 国庫補助金	487,578
3 支払基金交付金		2,601,938
	1 支払基金交付金	2,601,938
4 県支出金		1,240,396
	1 県負担金	1,201,297
	2 県補助金	39,099
5 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
6 繰入金		1,423,309
	1 一般会計繰入金	1,344,558
	2 基金繰入金	78,751
7 繰越金		1

款	項	金額
	1 繰越金	1
8 諸収入		4
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	2
歳	入	8,766,498
	合	
	計	

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		279,070
	1 総務管理費	122,891
	2 徴収費	37,183
	3 介護認定諸費	118,996
2 保険給付費		8,187,580
	1 介護サービス等諸費	8,187,580
3 財政安定化基金拠出金		8,193
	1 財政安定化基金拠出金	8,193
4 地域支援事業費		234,723
	1 地域支援事業費	234,723
5 基金積立金		1,000
	1 基金積立金	1,000
6 公債費		23,932
	1 公債費	23,932
7 諸支出金		31,000
	1 償還金及び還付加算金	31,000
8 予備費		1,000

款	項	金 額
	1 予備費	1,000
歲 出	合 計	8,766,498

第 2 表 債務負担行為 保険事業勘定

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター 運営事業	自 平成21年 4月 1日 至 平成23年 3月31日	68,000 千円

第1表 歳入歳出予算 介護サービス事業勘定

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 サービス費収入		11,285
	1 介護予防給付費収入	11,285
2 繰入金		26,205
	1 一般会計繰入金	26,205
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		10
	1 雑入	10
歳 入 合 計		37,501

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 事業費		37,391
	1 介護予防サービス事業費	37,391
2 公債費		10
	1 公債費	10
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出	合 計	37,501

## 平成 2 0 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 2 0 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 9 , 8 2 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。



第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 事業収入		14,014
	1 事業収入	14,014
2 県支出金		1,838
	1 県補助金	1,838
3 繰入金		13,871
	1 一般会計繰入金	13,871
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		29,824

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		2,443
	1 総務管理費	2,443
2 公債費		27,381
	1 公債費	27,381
歳 出	合 計	29,824

## 平成20年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計予算

平成20年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,281千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		2,703
	1 財産運用収入	2,703
2 繰入金		60,284
	1 基金繰入金	60,284
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		11,293
	1 貸付金元利収入	11,292
	2 雑入	1
歳入	合計	74,281

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		14,281
	1 総務管理費	14,281
2 事業費		60,000
	1 事業費	60,000
歳 出	合 計	74,281

## 平成20年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計予算

平成20年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 124,626千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		150
	1 分担金	150
2 使用料及び手数料		26,386
	1 使用料	26,386
3 繰入金		98,089
	1 他会計繰入金	98,089
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入合計		124,626

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 農業集落排水事業費		45,064
	1 総務費	7,836
	2 維持管理費	37,228
2 公債費		79,562
	1 公債費	79,562
歳 出	合 計	124,626



第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
農業集落排水事業 使用料徴収業務委託	自 平成20年度 至 平成24年度	4,371 <sup>千円</sup>

## 平成20年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成20年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 203,719千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		4,694
	1 財産運用収入	4,693
	2 財産売払収入	1
2 繰入金		199,023
	1 基金繰入金	199,023
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入	合計	203,719

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 用地取得事業費		203,719
	1 管理費	4,694
	2 事業費	199,025
歳 出	合 計	203,719

平成20年度伊勢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	419 床
(2) 年 間 患 者 数	入 院 97,820 人
	外 来 182,250 人
	健診・ドック 11,562 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 268 人
	外 来 750 人
	健診・ドック 40 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第1款 病 院 事 業 収 益	6,404,084
第1項 医 業 収 益	5,779,524
第2項 健 診 収 益	230,375
第3項 医 業 外 収 益	394,085
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支		出
款	項	予定額
第1款	病院事業費用	6,673,961
第1項	医療費用	6,269,651
第2項	健診費用	156,790
第3項	医療外費用	246,420
第4項	特別損失	100
第5項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額198,064千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収		入
款	項	予定額
第1款	資本的収入	100,000
第1項	負担金	100,000

(単位：千円)

支		出
款	項	予定額
第1款	資本的支出	298,064
第1項	建設改良費	80,000
第2項	企業債償還金	218,064

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	職員給与費			3,746,588
(2)	交際費			1,000

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。(単位：千円)

項	目	予	定	額
(1)	病院群輪番制病院運営費補助金			8,631

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産購入限度額は、1,448,002千円と定める。

平成 20 年度 伊 勢 市 水 道 事 業 会 計 予 算

( 総 則 )

第 1 条 平成 20 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

( 業務の予定量 )

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
( 1 ) 給 水 戸 数	53,842 戸
( 2 ) 総 給 水 量	18,075 千
( 3 ) 一 日 平 均 給 水 量	49,521
( 4 ) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	( 単 位 千 円 )
ア 原 水 施 設 更 新 事 業	193,753
イ 配 水 管 新 設 及 び 改 良 工 事	1,252,106
ウ 老 朽 管 更 新 事 業	109,441
エ 加 圧 施 設 更 新 事 業	45,500

( 収益的収入及び支出 )

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

( 単 位 千 円 )

款 項	収 入
	予 定 額
第 1 款 水 道 事 業 収 益	3,061,465
第 1 項 営 業 収 益	2,968,947
第 2 項 営 業 外 収 益	91,050
第 3 項 簡 易 水 道 収 益	1,468



(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	水 道 事 業 費 用	2,664,868
第 1 項	営 業 費 用	2,374,444
第 2 項	営 業 外 費 用	274,132
第 3 項	簡 易 水 道 費 用	5,292
第 4 項	予 備 費	11,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,566,914千円は、過年度分損益勘定留保資金等1,566,914千円で補填するものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 収 入	728,105
第 1 項	企 業 債	556,400
第 2 項	負 担 金	171,705

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	2,295,019
第 1 項	建 設 改 良 費	1,643,376
第 2 項	償 還 金	651,643

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (単位 千円)
水道料金等徴収業務委託	自平成20年度～至平成24年度	302,742

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道事業債	556,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる政府資金及び公営企 業金融公庫資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金及び金融公庫資金については、 その融通条件により、銀行その他の場合に は、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	324,141

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、46,664千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成 2 0 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算

( 総 則 )

第 1 条 平成 2 0 年 度 伊 勢 市 下 水 道 事 業 会 計 の 予 算 は、次 に 定 め る と ころ に よ る。

( 業 務 の 予 定 量 )

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、次 の と お り と す る。

項 目	予 定 量
( 1 ) 排 水 戸 数	1 0 , 5 1 8 戸
( 2 ) 総 排 水 量	3 , 2 5 8 千
( 3 ) 一 日 平 均 排 水 量	8 , 9 2 6
( 4 ) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	( 単 位 千 円 )
ア 汚 水 管 渠 敷 設 工 事	2 , 4 4 0 , 2 8 9
イ 処 理 場 整 備 工 事	5 , 0 0 0
ウ 雨 水 管 渠 敷 設 工 事	1 3 1 , 1 8 3

( 収 益 的 収 入 及 び 支 出 )

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、次 の と お り と 定 め る。

( 単 位 千 円 )

収 入	
款 項	予 定 額
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益	1 , 9 7 6 , 9 4 6
第 1 項 営 業 収 益	6 7 8 , 0 4 7
第 2 項 営 業 外 収 益	1 , 2 9 8 , 8 9 9

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	下水道事業費用	2,182,453
第 1 項	営業費用	1,564,257
第 2 項	営業外費用	613,696
第 3 項	予備費	4,500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額472,652千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的収入	3,235,193
第 1 項	企業債	1,836,300
第 2 項	負担金	504,893
第 3 項	国庫補助金	894,000

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的支出	3,707,845
第 1 項	建設改良費	3,065,345
第 2 項	企業債償還金	638,821
第 3 項	受益者負担金返還金	550
第 4 項	諸支出金	3,129

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (単位 千円)
下水道使用料等徴収業務委託	自 平成20年度 至 平成24年度	73,503
平成20年度水洗便所等改造資金融 資あっせんに伴う利子補給金	自 平成21年度 至 平成25年度	188
水洗便所等改造資金助成金	平成21年度	750
浄化槽雨水貯留施設転用補助金	平成21年度	150
明野処理分区汚水幹線築造工事	平成21年度	734,000
明野処理分区汚水幹線築造(その2) 工事	平成21年度	384,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共下水道事業債	1,317,300	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金、公営企業金融公 庫資金及び地方公営企業等金融 機構資金について、利率の見直し を行った後においては、当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金、公営企 業金融公庫資金及び地方公営 企業等金融機構資金について は、その融通条件により、銀行 その他の場合には、その債権者 との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、 又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
流域下水道事業債	484,900			
公共下水道事業債	18,000			
特定環境保全公共下水道事業 債	16,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

(2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	306,001

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、688,408千円である。

平成20年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 グループホーム事業収益	37,551千円
第1項 営業収益	37,550千円
第2項 営業外収益	1千円

支出

第2款 グループホーム事業費用	39,545千円
第1項 営業費用	39,446千円
第2項 営業外費用	94千円
第3項 予備費	5千円



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,830千円は、過年度分損益勘定留保資金1,830千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,830千円

第1項 企業債償還金 1,830千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。

## 平成 19 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 19 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 865,025 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,606,018 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

### （繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

### （地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 利子割交付金		90,000	7,000	83,000
	1 利子割交付金	90,000	7,000	83,000
4 配当割交付金		85,000	5,000	80,000
	1 配当割交付金	85,000	5,000	80,000
5 株式等譲渡所得割交付金		120,000	57,000	63,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	120,000	57,000	63,000
6 地方消費税交付金		1,230,000	10,000	1,240,000
	1 地方消費税交付金	1,230,000	10,000	1,240,000
8 自動車取得税交付金		310,000	40,000	270,000
	1 自動車取得税交付金	310,000	40,000	270,000
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		46,000	4,094	50,094
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	46,000	4,094	50,094
10 地方特例交付金		150,000	33,426	116,574
	1 地方特例交付金	50,000	11,120	61,120
	2 特別交付金	100,000	44,546	55,454
11 地方交付税		8,000,000	290,947	7,709,053

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	8,000,000	290,947	7,709,053
12 交通安全対策特別交付金		23,000	1,000	22,000
	1 交通安全対策特別交付金	23,000	1,000	22,000
13 分担金及び負担金		974,425	46,951	927,474
	1 分担金	1,000	1,000	0
	2 負担金	973,425	45,951	927,474
14 使用料及び手数料		362,858	2,770	365,628
	1 使用料	296,705	3,054	299,759
	2 手数料	66,153	284	65,869
15 国庫支出金		4,140,088	79,053	4,219,141
	1 国庫負担金	3,031,218	112,613	2,918,605
	2 国庫補助金	1,073,056	190,173	1,263,229
	3 委託金	35,814	1,493	37,307
16 県支出金		2,294,749	51,052	2,243,697
	1 県負担金	1,100,208	54,209	1,045,999
	2 県補助金	751,432	41,291	792,723
	3 委託金	443,109	38,134	404,975

17 財産収入		75,310	41,497	116,807
	1 財産運用収入	51,804	557	51,247
	2 財産売却収入	23,506	42,054	65,560
18 寄附金		25,101	53,345	78,446
	1 寄附金	25,101	53,345	78,446
19 繰入金		996,208	21,949	974,259
	1 基金繰入金	995,703	21,737	973,966
	2 特別会計繰入金	505	212	293
20 繰越金		275,546	7,434	282,980
	1 繰越金	275,546	7,434	282,980
21 諸収入		862,758	202,207	1,064,965
	2 市預金利子	1,000	2,103	3,103
	3 貸付金元利収入	83,540	14,033	69,507
	4 受託事業収入	9,386	143	9,529
	5 雑入	763,832	213,994	977,826
22 市債		7,596,000	711,100	6,884,900
	1 市債	7,596,000	711,100	6,884,900
歳 入 合 計		44,471,043	865,025	43,606,018

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		374,827	5,778	369,049
	1 議会費	374,827	5,778	369,049
2 総務費		7,541,356	292,891	7,834,247
	1 総務管理費	6,384,412	357,855	6,742,267
	2 地域振興費	226,821	1,962	224,859
	3 徴税費	505,452	17,574	487,878
	4 戸籍住民基本台帳費	190,526	2,639	187,887
	5 選挙費	172,361	40,574	131,787
	6 統計調査費	31,003	2,152	28,851
	7 監査委員費	30,781	63	30,718
3 民生費		12,751,524	436,352	12,315,172
	1 社会福祉費	3,335,983	203,782	3,132,201
	2 老人福祉費	2,686,889	7,168	2,694,057
	3 児童福祉費	4,573,267	285,537	4,287,730
	4 生活保護費	2,054,182	50,045	2,104,227
	5 人権政策費	88,180	4,062	84,118
	6 国民年金事務費	13,023	184	12,839

4 衛生費		4,323,694	41,142	4,282,552
	1 保健衛生費	2,155,950	2,265	2,153,685
	2 清掃費	2,167,744	38,877	2,128,867
5 労働費		144,131	178	143,953
	1 労働諸費	144,131	178	143,953
6 農林水産業費		1,104,344	21,474	1,082,870
	1 農業費	676,484	34,391	710,875
	2 林業費	83,215	20,273	62,942
	3 水産業費	344,645	35,592	309,053
7 商工費		521,971	27,970	494,001
	1 商工費	521,971	27,970	494,001
8 観光費		305,540	8,037	297,503
	1 観光費	305,540	8,037	297,503
9 土木費		6,335,160	558,066	5,777,094
	1 土木管理費	310,000	10,904	299,096
	2 道路橋梁費	1,318,393	75,699	1,242,694
	3 河川費	516,902	38,688	478,214
	4 港湾海岸費	22,180	4,093	18,087
	5 都市計画費	3,936,644	410,717	3,525,927

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 住宅費	231,041	17,965	213,076
10 消防費		1,881,304	15,968	1,897,272
	1 消防費	1,881,304	15,968	1,897,272
11 教育費		4,037,081	56,780	3,980,301
	1 教育総務費	767,518	15,891	783,409
	2 小学校費	626,195	44,088	582,107
	3 中学校費	383,853	21,035	404,888
	4 幼稚園費	194,615	3,995	190,620
	5 社会教育費	527,377	13,105	514,272
	6 保健体育費	1,537,523	32,518	1,505,005
12 災害復旧費		32,843	11,189	21,654
	2 公共土木施設災害復旧費	32,822	11,189	21,633
13 公債費		5,067,266	6,918	5,060,348
	1 公債費	5,067,266	6,918	5,060,348
歳	出	合	計	
		44,471,043	865,025	43,606,018



## 第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
11 教 育 費	6 保健体育費	中学校給食施設建設事業	千円 1,113,982	平成 19 年度	千円 537,716	千円 1,107,382	平成 19 年度	千円 537,716
				平成 20 年度	576,266		平成 20 年度	569,666

## 第 3 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	市史編さん事業	千円 9,150
		コミュニティバス運行事業	2,408
	2 地 域 振 興 費	まつり博跡地企業誘致基盤整備事業	118,138
3 民 生 費	2 老 人 福 祉 費	老人福祉施設等建設補助金	15,000
	3 児 童 福 祉 費	放課後児童対策事業	1,100
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	各種計画策定事業	3,990
6 農 林 水 産 業 費	2 林 業 費	音無山擁壁補強事業	20,000

款	項	事業名	金額
9 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良事業	千円 45,246
	3 河川費	排水路整備事業	9,300
	5 都市計画費	伊勢湾海上アクセス推進事業	70,000
11 教育費	2 小学校費	小学校耐震補強事業	50,000
	3 中学校費	中学校耐震補強事業	50,000

変更

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
9 土木費	2 道路橋梁費	道路整備事業	千円 103,500	千円 99,400
	3 河川費	河川改修事業	53,800	55,100
	5 都市計画費	伊勢市駅周辺整備事業	50,600	87,700
		フットボールヴィレッジ整備事業	100,000	0
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	14,800	14,000

## 第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
市 町 村 合 併 特 例 事 業 債	千円 5,588,600	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金・特定資 金及び金融公庫資 金についてはその 融通条件により、銀 行その他の場合に はその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。	千円 4,946,500	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金・特定資 金及び金融公庫資 金についてはその 融通条件により、銀 行その他の場合に はその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。
地 域 再 生 事 業 債	36,800				0			
水 道 事 業 出 資 債	11,000				16,500			
清 掃 運 搬 施 設 整 備 事 業 債	3,900				1,000			
ふ る さ と 農 道 整 備 事 業 債	60,700				102,200			
国 土 保 全 対 策 事 業 債	14,100				8,600			
擁 壁 補 強 事 業 債	40,000				27,500			
漁 港 整 備 事 業 債	18,400				13,000			
海 岸 整 備 事 業 債	8,100				7,400			

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防衛施設周辺整備事業	千円 20,500	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 19,100	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直しの利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
準用河川改修事業債	37,500				24,000			
排水路改良事業債	58,900				39,100			
街なみ環境整備事業債	8,300				3,900			
公営住宅整備事業債	11,600				1,800			
道路橋梁災害復旧事業債	700				600			
河川災害復旧事業債	6,900				3,700			

## 平成 19 年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 19 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 271,528 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,249,646 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		4,087,641	115,427	4,203,068
	1 国民健康保険料	4,087,641	115,427	4,203,068
2 国民健康保険税		4,326	8,888	13,214
	1 国民健康保険税	4,326	8,888	13,214
3 国庫支出金		2,895,162	94,454	2,989,616
	1 国庫負担金	2,307,701	71,775	2,379,476
	2 国庫補助金	587,461	22,679	610,140
4 療養給付費等交付金		3,141,479	165,257	2,976,222
	1 療養給付費等交付金	3,141,479	165,257	2,976,222
5 県支出金		450,126	8,273	458,399
	1 県負担金	52,305	5,414	46,891
	2 県補助金	397,821	13,687	411,508
6 共同事業交付金		1,344,664	80,360	1,264,304
	1 共同事業交付金	1,344,664	80,360	1,264,304
7 財産収入		708	1,090	1,798
	1 財産運用収入	708	1,090	1,798

8 繰入金		1,040,182	219,303	1,259,485
	1 他会計繰入金	746,827	24,838	771,665
	2 基金繰入金	293,355	194,465	487,820
9 繰越金		2,770	10,976	13,746
	1 繰越金	2,770	10,976	13,746
10 諸収入		11,060	12,120	23,180
	1 延滞金、加算金及び過料	2,930	3,380	6,310
	2 預金利子	10	10	0
	3 雑入	8,120	8,750	16,870
11 市債		0	46,614	46,614
	1 広域化等支援基金貸付金	0	46,614	46,614
歳 入 合 計		12,978,118	271,528	13,249,646

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		261,379	687	260,692
	1 総務管理費	233,288	1,201	234,489
	2 賦課徴収費	26,214	1,030	25,184
	3 運営協議会費	686	333	353
	4 趣旨普及費	1,191	525	666
2 保険給付費		8,483,142	262,137	8,745,279
	1 療養諸費	7,725,644	202,063	7,927,707
	2 高額療養費	642,088	65,880	707,968
	3 移送費	3,410	2,556	854
	5 葬祭諸費	52,500	3,250	49,250
3 老人保健拠出金		1,924,219	31,199	1,893,020
	1 老人保健拠出金	1,924,219	31,199	1,893,020
4 介護納付金		717,823	1,644	716,179
	1 介護納付金	717,823	1,644	716,179
5 共同事業拠出金		1,386,928	86,350	1,300,578
	1 共同事業拠出金	1,386,928	86,350	1,300,578
6 保健事業費		60,360	10,734	49,626



	1 保健事業費	60,360	10,734	49,626
7 公債費		579	637	1,216
	1 公債費	579	637	1,216
8 諸支出金		15,109	133,213	148,322
	1 償還金及び還付加算金	14,401	132,123	146,524
	2 基金積立金	708	1,090	1,798
9 予備費		128,579	6,155	134,734
	1 予備費	128,579	6,155	134,734
歳	出	合	計	
		12,978,118	271,528	13,249,646

## 第 2 表 地 方 債 補 正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域化等支援基金貸付金	千円 46,614	証書借入	無 利 子	三重県国民健康保険保険財政広域化支援事業貸付金等貸付規則第7条の規定による。

## 平成 19 年度 伊勢市老人保健医療特別会計補正予算（第 3 号）

平成 19 年度 伊勢市の老人保健医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 318,293 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,569,494 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		5,700,058	190,737	5,509,321
	1 支払基金交付金	5,700,058	190,737	5,509,321
2 国庫支出金		3,424,719	205,467	3,219,252
	1 国庫負担金	3,418,684	203,736	3,214,948
	2 国庫補助金	6,035	1,731	4,304
3 県支出金		843,548	20,799	822,749
	1 県負担金	843,548	20,799	822,749
4 繰入金		898,942	83,069	982,011
	1 一般会計繰入金	898,942	83,069	982,011
6 諸収入		6	15,641	15,647
	3 雑入	3	15,641	15,644
歳入	合計	10,887,787	318,293	10,569,494

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		60,278	2,776	57,502
	1 総務管理費	60,278	2,776	57,502
2 医療諸費		10,761,343	315,517	10,445,826
	1 医療諸費	10,761,343	315,517	10,445,826
歳 出	合 計	10,887,787	318,293	10,569,494

## 平成 19 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

平成 19 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 249,641 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,642,478 千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13,790 千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,593 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		1,507,536	41,957	1,549,493
	1 介護保険料	1,507,536	41,957	1,549,493
2 国庫支出金		1,872,732	10,078	1,862,654
	1 国庫負担金	1,413,978	4,328	1,409,650
	2 国庫補助金	458,754	5,750	453,004
3 支払基金交付金		2,461,237	33,208	2,494,445
	1 支払基金交付金	2,461,237	33,208	2,494,445
4 県支出金		1,140,705	30,478	1,171,183
	1 県負担金	1,117,762	35,726	1,153,488
	2 県補助金	22,943	5,248	17,695
5 財産収入		1,000	401	1,401
	1 財産運用収入	1,000	401	1,401
6 繰入金		1,290,968	151,064	1,442,032
	1 一般会計繰入金	1,264,828	29,476	1,294,304
	2 基金繰入金	26,140	121,588	147,728
8 諸収入		4	2,611	2,615

	1 延滞金、加算金及び過料	1	37	38
	3 雑入	2	2,574	2,576
歳	入	合	計	
		8,392,837	249,641	8,642,478



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		265,744	32,389	233,355
	1 総務管理費	117,597	1,793	115,804
	2 徴収費	23,407	704	24,111
	3 介護認定諸費	124,740	31,300	93,440
2 保険給付費		7,789,976	304,041	8,094,017
	1 介護サービス等諸費	7,789,976	304,041	8,094,017
4 地域支援事業費		117,417	22,512	94,905
	1 地域支援事業費	117,417	22,512	94,905
5 基金積立金		1,000	401	1,401
	1 基金積立金	1,000	401	1,401
7 諸支出金		185,575	100	185,675
	1 償還金及び還付加算金	185,575	100	185,675
歳 出	合 計	8,392,837	249,641	8,642,478

第1表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 サービス費収入		30,000	8,996	21,004
	1 介護予防給付費収入	30,000	8,996	21,004
2 繰入金		20,382	5,213	15,169
	1 一般会計繰入金	20,382	5,213	15,169
3 繰越金		1	409	410
	1 繰越金	1	409	410
4 諸収入		0	10	10
	1 雑入	0	10	10
歳入合計		50,383	13,790	36,593

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		50,273	13,680	36,593
	1 介護予防サービス事業費	50,273	13,680	36,593
2 公債費		10	10	0
	1 公債費	10	10	0
3 予備費		100	100	0
	1 予備費	100	100	0
歳 出	合 計	50,383	13,790	36,593

## 平成19年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成19年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ367千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 県支出金		2,627	117	2,510
	1 県補助金	2,627	117	2,510
3 繰入金		21,052	962	20,090
	1 一般会計繰入金	21,052	962	20,090
4 繰越金		100	713	813
	1 繰越金	100	713	813
5 諸収入		1	1	0
	1 雑入	1	1	0
歳入合計		38,573	367	38,206

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		2,813	373	2,440
	1 総務管理費	2,813	373	2,440
2 公債費		35,760	6	35,766
	1 公債費	35,760	6	35,766
歳 出	合 計	38,573	367	38,206

## 平成 19 年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 257 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 319 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		475	262	213
	1 事業収入	475	262	213
2 繰越金		100	6	106
	1 繰越金	100	6	106
3 諸収入		1	1	0
	1 雑入	1	1	0
歳入	合計	576	257	319



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		576	257	319
	1 総務管理費	576	257	319
歳 出	合 計	576	257	319

## 平成 19 年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 58,938 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,797 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,270	799	2,069
	1 財産運用収入	1,270	799	2,069
2 繰入金		60,172	60,040	132
	1 基金繰入金	60,172	60,040	132
4 諸収入		11,292	303	11,595
	1 貸付金元利収入	11,291	304	11,595
	2 雑入	1	1	0
歳入	合 計	72,735	58,938	13,797

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		12,735	1,062	13,797
	1 総務管理費	12,735	1,062	13,797
2 事業費		60,000	60,000	0
	1 事業費	60,000	60,000	0
歳 出	合 計	72,735	58,938	13,797

## 平成 19 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,096 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,281 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		24,950	801	25,751
	1 使用料	24,950	801	25,751
3 繰入金		44,934	1,947	46,881
	1 他会計繰入金	44,934	1,947	46,881
4 繰越金		1	5,348	5,349
	1 繰越金	1	5,348	5,349
歳入	合計	70,185	8,096	78,281

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		41,709	165	41,544
	1 総務費	6,300	165	6,135
	2 維持管理費	35,409	0	35,409
2 公債費		28,476	8,261	36,737
	1 公債費	28,476	8,261	36,737
歳 出 合 計		70,185	8,096	78,281

## 平成 19 年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第 1 号）

平成 19 年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,100 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 189,871 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		1,946	182,130	184,076
	1 財産運用収入	1,945	1,398	3,343
	2 財産売払収入	1	180,732	180,733
2 繰入金		199,023	193,228	5,795
	1 基金繰入金	199,023	193,228	5,795
3 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
4 諸収入		1	1	0
	1 雑入	1	1	0
歳入合計		200,971	11,100	189,871

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		200,971	11,100	189,871
	1 管理費	1,946	182,130	184,076
	2 事業費	199,025	193,230	5,795
歳 出	合 計	200,971	11,100	189,871

平成19年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成19年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

項 目		既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	106,140人	13,720人	92,420人
	外来	218,540人	32,897人	185,643人
	健診・ドック	11,604人	653人	10,951人
(3) 1日平均患者数	入院	290人	37人	253人
	外来	892人	134人	758人
	健診・ドック	41人	3人	38人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

収 入		既決予定額	補正予定額	計
款	項			
第1款	病院事業収益	6,716,242	453,629	6,262,613
第1項	医療収益	6,072,482	469,316	5,603,166
第2項	健診収益	240,662	16,060	224,602
第3項	医療外収益	402,998	21,531	424,529
第4項	特別利益	100	10,216	10,316

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	6,890,428	47,531	6,842,897
第1項	医療費用	6,396,079	126,833	6,269,246
第2項	健診費用	145,204	29,805	175,009
第3項	医療外費用	348,045	18,565	366,610
第4項	特別損失	100	30,932	31,032

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「289,689千円」を「288,249千円」に改め、  
資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	480,000	66,885	546,885
第2項	企業債	380,000	65,000	445,000
第3項	寄附金	0	1,000	1,000
第4項	固定資産売却代金	0	885	885

(単位：千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	769,689	65,445	835,134
第2項	企業債償還金	289,689	65,445	355,134

( 企 業 債 )

第 5 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額を次のとおり補正する。

( 単 位 : 千 円 )

起 債 の 目 的	既決予定額	補正予定額	計
M R I 器械更新	130,000	10,300	119,700
オーダリングシステム	250,000	10,300	260,300
公営企業借換債	0	65,000	65,000

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

( 単 位 : 千 円 )

項 目	既決予定額	補正予定額	計
( 1 ) 職 員 給 与 費	3,831,072	15,158	3,815,914
( 2 ) 交 際 費	1,000	571	429

( 他会計からの補助金 )

第 7 条 予算第 8 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

( 単 位 : 千 円 )

項 目	既決予定額	補正予定額	計
( 1 ) 病 院 群 輪 番 制 病 院 運 営 費 補 助 金	9,430	53	9,483

( たな卸資産購入限度額 )

第 8 条 予算第 9 条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

( 単 位 : 千 円 )

項 目	既決予定額	補正予定額	計
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	1,486,203	55,048	1,431,155

平成 19 年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成19年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成19年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1)給 水 戸 数	53,763 戸	33 戸	53,796 戸
(2)総 給 水 量	18,470千	181千	18,289千
(3)一 日 平 均 給 水 量	50,603	633	49,970
(4)主要な建設改良工事の概要			
ア 原水施設更新事業	115,675 千円	99,485 千円	16,190 千円
イ 配水管新設及び改良工事	1,131,216 千円	210,369 千円	920,847 千円
ウ 老朽管更新事業	291,875 千円	94,893 千円	196,982 千円
エ 加圧施設更新事業	19,000 千円	4,304 千円	14,696 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	3,054,168	36,322	3,090,490
第1項 営業収益	2,973,145	18,041	2,991,186
第2項 営業外収益	79,278	18,425	97,703
第3項 簡易水道収益	1,745	144	1,601

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業費用	2,755,132	118,986	2,636,146
第1項 営業費用	2,389,223	101,709	2,287,514
第2項 営業外費用	349,429	17,006	332,423
第3項 簡易水道費用	5,480	271	5,209

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,377,412千円」を「1,721,763千円」に、過年度分損益勘定留保資金等「1,377,412千円」を「1,721,763千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

収 入			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	699,200	147,950	551,250
第1項 企業債	391,600	56,100	335,500
第2項 負担金	296,600	97,375	199,225
第3項 出資金	11,000	5,525	16,525

(単位 千円)

支 出			
款 項	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	2,076,612	196,401	2,273,013
第1項 建設改良費	1,601,533	420,392	1,181,141
第2項 償還金	475,079	616,793	1,091,872



(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
老朽管更新 事業費	160,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金及び金 融公庫資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者との協 定によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。	143,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金及び金 融公庫資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合には、 その債権者との協 定によるものとし る。 ただし、財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすること ができる。
配水管敷設 事業費	159,300				125,900			
増口径管敷 設替事業費	61,200				55,300			

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計から繰入を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から繰入を受ける金額	37,671	279	37,950

平成 19 年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総 則）

第 1 条 平成 19 年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 19 年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既 決 予 定 量	補 正 予 定 量	計
(1) 排 水 戸 数	9,044 戸	69 戸	9,113 戸
(2) 総 排 水 量	2,394 千	452 千	2,846 千
(3) 一 日 平 均 排 水 量	6,558	1,218	7,776
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 汚水管渠敷設工事	3,436,682 千円	181 千円	3,436,501 千円
ウ 雨水管渠敷設工事	251,940 千円	10,853 千円	241,087 千円
エ ポンプ場築造工事	1,338,648 千円	331,147 千円	1,007,501 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

款 項	収 入		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 下水道事業収益	1,880,499	111,195	1,991,694
第1項 営業収益	472,707	89,497	562,204
第2項 営業外収益	1,407,791	21,698	1,429,489

(単位 千円)

款 項	支 出		計
	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	
第1款 下水道事業費用	1,895,780	21,265	1,874,515
第1項 営業費用	1,314,710	36,043	1,350,753
第2項 営業外費用	576,569	57,308	519,261

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「540,852千円」を「551,007千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

		収		入	
款	項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款	資本的収入	5,475,272	405,821	5,069,451	
第1項	企業債	3,124,700	209,800	2,914,900	
第2項	負担金	411,572	103,979	515,551	
第3項	国庫補助金	1,939,000	300,000	1,639,000	

(単位 千円)

		支		出	
款	項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款	資本的支出	6,016,124	395,666	5,620,458	
第1項	建設改良費	5,471,434	409,080	5,062,354	
第2項	企業債償還金	544,390	13,414	557,804	

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償還の方法
流域関連 公共下水道 事業債	2,669,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金に ついては、その融通条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者との協定によるも のとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。	2,530,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 公営企業金融 公庫資金につ いて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金・特定資金 及び金融公庫資金に ついては、その融通条 件により、銀行その他 の場合には、その債権 者との協定によるも のとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還もしくは 低利に借換えするこ とができる。
流域下水道 事業債	438,900				368,800			

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計から繰入を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から繰入を受ける金額	754,025	18,265	735,760

平成19年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成19年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 グループホーム事業収益	36,316千円	506千円	35,810千円
第1項 営業収益	36,315千円	506千円	35,809千円

## 平成 1 9 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 1 9 年度 伊勢市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額 4 3 , 6 0 6 , 0 1 8 千円は変更せず、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		974,259	14,500	959,759
	1 基金繰入金	973,966	14,500	959,466
22 市債		6,884,900	14,500	6,899,400
	1 市債	6,884,900	14,500	6,899,400
歳入合計		43,606,018	0	43,606,018



## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土木費		5,777,094	0	5,777,094
	2 道路橋梁費	1,242,694	0	1,242,694
	5 都市計画費	3,525,927	0	3,525,927
歳 出	合 計	43,606,018	0	43,606,018

## 第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地 方 特 定 道 路 債 整 備 事 業 債	千円 27,000	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金・特定資 金及び金融公庫資 金についてはその 融通条件により、銀 行その他の場合に はその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。	千円 30,800	証書 借入 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び公営 企業金融公 庫資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては当 該見直し後 の利率)	政府資金・特定資 金及び金融公庫資 金についてはその 融通条件により、銀 行その他の場合に はその債権者との協 定によるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換 えすることができる。
都 市 下 水 路 事 業 債	13,000				23,700			

伊勢市告示第 45 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上條区自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 20 年 5 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 大 門 禎 三

伊勢市御菌町上條 1312 番地

変更後 松 尾 義 紘

伊勢市御菌町上條 1194 番地 13

伊勢市告示第 46 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
中小俣自治区から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 20 年 5 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 松 本 保 明

伊勢市小俣町元町 476 番地

変更後 三 野 賢

伊勢市小俣町元町 1128 番地

伊勢市告示第 47 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 20 年 5 月 9 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一之木 5 丁目 15 号線	一之木 5 丁目 663 番 2 地先から 一之木 5 丁目 684 番 3 地先まで

供用開始の期日 平成 20 年 5 月 9 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 48 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、野村町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 20 年 5 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前	岡 山 一
	伊勢市野村町 5553 番地 7
変更後	稲 垣 守
	伊勢市野村町 5571 番地 3

伊勢市選管告示第 16 号

平成 20 年 6 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条  
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)  
縦 覧 期 間 6 月 3 日 (火) から同月 7 日 (土) までの 5 日間  
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選管告示第 17 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)

縦覧期間 6 月 3 日（火）から同月 7 日（土）までの 5 日間  
(公職選挙法施行令第 23 条の 11)



伊勢市選管告示第 18 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 14 条第 1 項に規定する農業  
委員会の委員の選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数は、下記のとおりです。

平成 20 年 5 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 選挙権を有する者の総数の 2 分の 1 の数            3,121 人

（参考）農業委員会委員選挙人名簿登録者総数            6,242 人

伊勢市選管告示第 19 号

平成 20 年 5 月 27 日任期満了の五十鈴川用水土地改良区総代選挙について、下記のとおり執行します。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 選挙期日     | 平成 20 年 5 月 20 日 (火)                        |
| 2 投票時間     | 午前 9 時から午後 3 時まで                            |
| 3 選挙すべき総代数 | 第 1 選挙区 17 人 (鹿海町)<br>第 2 選挙区 17 人 (一色町・通町) |

伊勢市選管告示第 20 号

平成 20 年 5 月 20 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙長の行う  
告示は、伊勢市公告式条例によります。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 21 号

平成 20 年 5 月 20 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市鹿海町 991 番地  
五十鈴川用水土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 22 号

平成 20 年 5 月 20 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用します。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用します。

伊勢市選管告示第 23 号

平成 20 年 5 月 20 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に  
押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記



伊勢市選管告示第 24 号

平成 20 年 5 月 20 日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	伊勢市 鹿海町 1205 番地	岩 舩 淺 雄	伊勢市 鹿海町 698 番地 2	安 島 幸 嘉
第 2	伊勢市 一色町 1316 番地 1	菊 川 新 司	伊勢市 一色町 1519 番地 13	土 谷 幸 治

伊勢市選管告示第 25 号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙立会人を、  
下記のとおり選任します。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選挙 区名	選 挙 立 会 人			
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第 1	伊勢市 鹿海町 179 番地	東浦 一郎	伊勢市 鹿海町 1254 番地 1	田畑 勝好
第 2	伊勢市 一色町 1570 番地	松村幸太郎	伊勢市 一色町 1551 番地	南平 照夫



伊勢市選管告示第 26 号

五十鈴川用水土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 20 年 5 月 13 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成二十年  
執行

五十鈴川用土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。  
こうほしや しめい らんない ひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。  
こうほしや もの しめい か

伊勢市  
選挙管理  
委員会印

こうほしやしめい  
候補者氏名

--

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第1号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成20年5月14日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第1選挙区 選挙長 岩船 浅雄

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.14	本人	いそじま こういち 磯島 幸市	男	伊勢市鹿海町531番地	S 26. 9. 28	56	無 所 属	農 業
2	5.14	本人	いそしま もりのすけ 磯島 盛之助	男	伊勢市鹿海町1467番地1	S 8. 5. 17	75	無 所 属	農 業
3	5.14	本人	いのうえ かずみつ 井上 一光	男	伊勢市鹿海町381番地	S 7. 3. 13	76	無 所 属	農 業
4	5.14	本人	いもと はつたろう 井本 初太郎	男	伊勢市鹿海町276番地	S 10. 8. 1	72	無 所 属	農 業
5	5.14	本人	おおい けんじろう 大井 謙二郎	男	伊勢市鹿海町308番地	S 5. 10. 11	77	無 所 属	農 業
6	5.14	本人	おくの よしお 奥野 美男	男	伊勢市鹿海町1249番地3	S 15. 2. 19	68	無 所 属	農 業
7	5.14	本人	かわぐち きいちろう 川口 喜一郎	男	伊勢市鹿海町336番地	S 2. 11. 23	80	無 所 属	農 業
8	5.14	本人	さかぐち ゆきひさ 坂口 幸久	男	伊勢市鹿海町1262番地	S 27. 7. 10	55	無 所 属	農 業
9	5.14	本人	すずき かずよし 鈴木 一義	男	伊勢市鹿海町1290番地3	S 15. 7. 5	67	無 所 属	農 業
10	5.14	本人	せこ とみお 世古 富男	男	伊勢市鹿海町723番地3	S 33. 1. 28	50	無 所 属	農 業
11	5.14	本人	つかもと やすきち 塚本 安吉	男	伊勢市鹿海町271番地	S 7. 6. 16	75	無 所 属	農 業
12	5.14	本人	はやかわ よしきよ 早川 喜清	男	伊勢市鹿海町256番地	S 6. 11. 19	76	無 所 属	農 業
13	5.14	本人	もりぐち きくお 森口 亀久郎	男	伊勢市鹿海町913番地2	S 27. 11. 11	55	無 所 属	農 業
14	5.14	本人	もりぐち まさゆき 森口 政之	男	伊勢市鹿海町262番地	S 12. 3. 16	71	無 所 属	農 業
15	5.14	本人	もりた こうじ 森田 耕司	男	伊勢市鹿海町1215番地	S 30. 7. 8	52	無 所 属	農 業
16	5.14	本人	やすしま ひろお 安島 宏男	男	伊勢市鹿海町1222番地	S 18. 9. 1	64	無 所 属	農 業
17	5.14	本人	やまぐち たくお 山口 卓男	男	伊勢市鹿海町264番地	S 24. 1. 1	59	無 所 属	農 業

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第2号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第1選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成20年5月14日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 岩船 浅雄

五十鈴川用水土改第1選区選挙長告示第3号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙会の  
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成20年5月14日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第1選挙区選挙長 岩船 淺雄

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成20年5月20日（火）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市鹿海町994番地1<br>鹿海町公民館 |

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第1号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区における候補者として、別紙のとおり届出がありました。

平成20年5月14日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第2選挙区 選挙長 菊川 新司

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 齢	党 派	職 業
1	5.14	本人	かわばた たかし 川端 隆	男	伊勢市一色町1613番地1	S17.11.1	65	無所属	農 業
2	5.14	本人	きくかわ やすお 菊川 保夫	男	伊勢市一色町541番地1	S15.4.28	68	無所属	農 業
3	5.14	本人	たけうち こういち 竹内 幸一	男	伊勢市一色町1814番地	S25.4.2	58	無所属	会 社 員
4	5.14	本人	たつだ こういち 竜田 耕一	男	伊勢市一色町1540番地	S22.2.8	61	無所属	農 業
5	5.14	本人	たまき やすきち 玉木 保吉	男	伊勢市一色町1775番地	S10.3.5	73	無所属	農 業
6	5.14	本人	なかにし ゆきお 中西 幸男	男	伊勢市一色町1794番地	S12.8.7	70	無所属	農 業
7	5.14	本人	なんべい ちゅういち 南平 長一	男	伊勢市一色町1555番地	S15.9.15	67	無所属	農 業
8	5.14	本人	はまぐち ひろ 濱口 宏	男	伊勢市一色町1624番地	S10.10.1	72	無所属	農 業
9	5.14	本人	ふじなみ じきお 藤浪 次三男	男	伊勢市一色町1321番地26	S26.7.28	56	無所属	会 社 員
10	5.14	本人	ふじもと まさとし 藤本 正敏	男	伊勢市一色町616番地1	S26.5.31	56	無所属	農 業
11	5.14	本人	みずたに さちお 水谷 幸夫	男	伊勢市一色町1533番地1	S7.7.30	75	無所属	農 業
12	5.14	本人	みずたに やすゆき 水谷 安行	男	伊勢市一色町1748番地	S11.1.17	72	無所属	農 業
13	5.14	本人	みやざき しゅういち 宮崎 昇一	男	伊勢市一色町1625番地1	S7.2.11	76	無所属	農 業
14	5.14	本人	よしかわ かおる 吉川 馨	男	伊勢市一色町1733番地	S18.1.21	65	無所属	農 業
15	5.14	本人	よしかわ きだお 吉川 貞夫	男	伊勢市一色町1306番地2	S7.7.25	75	無所属	農 業
16	5.14	本人	よしかわ ますし 吉川 増司	男	伊勢市一色町1644番地	S10.2.26	73	無所属	農 業
17	5.14	本人	よしかわ みのる 吉川 實	男	伊勢市一色町1321番地4	S8.8.18	74	無所属	農 業



五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第2号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙第2選挙区において、届出のあった候補者がその選挙区における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成20年5月14日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 菊川 新司

五十鈴川用水土改第2選区選挙長告示第3号

平成20年5月20日執行の五十鈴川用水土地改良区総代選挙における選挙会の  
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成20年5月14日

五十鈴川用水土地改良区総代選挙  
第2選挙区選挙長 菊川 新司

記

- |   |     |                        |
|---|-----|------------------------|
| 1 | 日 時 | 平成20年5月20日（火）午前10時     |
| 2 | 場 所 | 伊勢市鹿海町994番地1<br>鹿海町公民館 |

伊勢市上下水道事業告示第 15 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 5 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
321	株式会社 伊勢志摩産業	伊勢市村松町 1368 番地 13	平成 20 年 4 月 28 日
322	サカグチ設備	伊勢市船江 2 丁目 29 番 65 号	平成 20 年 4 月 28 日

## 伊勢市上下水道事業告示第 16 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 20 年 5 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁 1 階上下水道部窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 20 年 5 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
平成 20 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
船江 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、河崎 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

伊勢市公告第 47 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
2 人	2 人	10,038 m <sup>2</sup>	1 年
1 人	1 人	811 m <sup>2</sup>	2 年
9 人	7 人	14,744 m <sup>2</sup>	3 年
16 人	13 人	44,113 m <sup>2</sup>	5 年
1 人	1 人	1,184 m <sup>2</sup>	6 年
7 人	7 人	82,282 m <sup>2</sup>	10 年

伊勢市公告 48 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 20 年 5 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市御菌町新開	雑種	茶	雌	中	91 日以上	首輪（茶） 赤いリード

2 抑留した日 平成 20 年 4 月 28 日

3 抑留期限 平成 20 年 5 月 2 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

49

20

	57	80	112
25	226	20	

20

	<i>27</i>

50

44

58

13

11

20

20

15

20

20

20



516-8501

1221

0596 21 5605

nourin@city.ise.nie.jp